

CIRJE-J-251

ジェンダー間の平等と福祉国家：
20世紀初頭スウェーデンにおける
婚姻法をめぐる議論

エーレブロー大学
クリスティーナ・カールソン・ヴェッテルベリィ

(翻訳)
東京大学大学院経済学研究科
石原俊時

2013年9月

CIRJE ディスカッションペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。
http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/03research02dp_j.html

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられる。

Christina Carlsson Wetterberg: Abstract

In the beginning of the 20th century marriage legislation was reformed in all the Nordic countries. Male privileges were abolished and equality was declared. Marriage was constructed as a union between two independent individuals that could be dissolved if both wanted to. It was not until the 1960s that a similar legislation was beginning to take shape in the rest of Europe. The article starts by looking into this common Nordic marriage law reform but focus later on the Swedish reform processes and debates. The analysis is guided by three main questions: why did the reform come about, which meaning/meanings were given to the concept of equality in the debates and which role did women's organisation play in the process. The paper starts with putting the question of marriage in a wider context, discussing the reform in relation to the specific Nordic path towards a modern society. The following analysis of the Swedish debates shows that the question of marriage was closely interwoven with other contemporary political debates around social conditions, population policy, and eugenics. Establishing equality between husband and wife was one important aim behind the reform, but this aim was combined with, or even seen as a prerequisite for another, namely to strengthen the family as an institution. One of the most complex questions was how to give married women who had no property or income of their own a more free and independent position. How to reach equality in a society characterized by gender difference? This was a central and difficult question for the women's organisations. Their principal approach to women's emancipation differed, but when it came to marriage reform they cooperated to influence the new legislation. In the final analysis women's organisations understandings of equality is discussed in relation to how the concept was approached in the general political debate. One of the central conclusions is that it is necessary to put concepts like equality and feminism in its historical context and another that this Swedish and Nordic marriage legislation was as much about women's rights as about the well of the nation.

論文について

本論文(Gender Equality and the Welfare state. Debates on Marriage Law Reform in Sweden at the Beginning of the 20th Century)は、もともと、クリスティーナ・カールソン・ヴェッテルベリィ(Christina Carlsson Wetterberg)教授が 2013 年 3 月に、東京大学経済学部で CIRJE の短期客員研究員として行った同じ題名の講演である。彼女は、現在エーレブロー(Örebro)大学の人文・教育・社会学部の教授である。博士論文は、初期社会民主党における女性観や女性をめぐる問題の取り扱い方を検討したもので、彼女は、スウェーデン福祉国家建設の主要な担い手である社会民主主義労働運動についての従来の歴史像を、ジェンダー史の観点から再検討しようとしたパイオニアとして位置づけられる^a。その後、女性運動史や家族法の展開に注目しスウェーデンの近代化過程をジェンダー関係の変化に着目して把握しなおす作業を進め、合わせて女性の社会的位置やジェンダー関係のスウェーデン的あるいは北欧的特質を解明することに力を注いできた。1993 年から 99 年までルンド大学のジェンダー研究センターの所長を務めたように、スウェーデンにおけるジェンダー史研究の進展をリードしてきた研究者の一人に数えられるであろう^b。最近では、史料として「伝記」の可能性にも眼を向けている^c。

この論文は、本文中にもあるように、メルビィ(Kari Melby ノルウェー工科・自然科学大学[NTNU]教授)、ローセンベック(Bente Rosenbeck コペンハーゲン大学教授)、ピルツケネン(Anu Pylkkänen ウメオー[Umeå]大学教授：2013 年逝去)といった北欧各国を代表するジェンダー史研究者と共に精力的に推進してきた共同研究プロジェクトの成果の一部である。この研究プロジェクトは、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて北欧各国で行われた女性の法的地位や婚姻制度の改革を対象として、北欧各国間の差異と共通性を明らかにしようとした^d。特に本論文でも、スカンジナビア法委員会が結成され、各国の婚姻法改革の行方を規定したことに注目しているように、改革のプロセスは、北欧各国間の強い相互規定的関係の下に展開したのであった。

歴史人類学者エマニュエル・トッド (Todd, Emmanuel) は、家族の在り方が社会的価値観を規定することを強調し、家族を親子関係・兄弟関係に着目して類型化した。すなわち、親子関係が自由主義的か権威主義的か、兄弟関係が平等なものか非平等なものかである。すると、スウェーデンは、ドイツと同様に、権威主義的で非平等主義的な類型に分類されることとなる^e。それに対し、エスピン・アンデルセン(Esping-Andersen, Gøsta)の福祉レジーム論によれば、スウェーデンは社会民主主義類型の典型であり、ドイツは保守主義類型に区分される。その中心的指標の一つは脱家族化で、社会民主主義類型では育児・介護が社会化され女性の社会進出あるいは社会的自立が制度的に支えられているのに対し、保守主義類型では、補完主義の原則の下、育児・介護はまずは家庭で行われるべきものとされ、そのため、女性の社会進出が進展しないとされた^f。本論文でも引用されているベリィグレン等によれば、アメリカ、ドイツ、スウェーデンでは、国家、家族、個人の相互関係に対するイメージが異なり、アメリ

カでは、家族と個人が私的自由を守るために国家介入に対抗すると観念されるのであるが、ドイツでは、国家と家族が協力して家庭内の家父長的な秩序を維持する、つまり、国家と家族に個人が対峙する図式を取る。これに対し、スウェーデンでは、国家が家族に介入して家父長的秩序から個人の解放が進められると観念されるのである^g。ベリィグレン等の指摘は、エスピン・アンデルセンの脱家族化による類型区分に合致していると考えられるのであるが、問題は、そうしたスウェーデン的あるいは北歐的な特質が歴史的にどのように形成されてきたのかということとなる。ベリィグレン等の著作は、19世紀前半を起点としてこうした観念図式の展開を叙述しているのであるが、このクリスティーナ教授らの研究プロジェクトは、19世紀末から20世紀初頭にかけての北歐各国間の婚姻制度改革の相互的進展にその一端を見出していると言えよう。いずれにしろ、エスピン・アンデルセンの議論のように、福祉レジームの歴史的形成は、戦間期以降の社会民主主義労働運動による権力資源の動員過程のみでは説明できないものであり、それより遡って北歐社会の歴史的な特質を考えねばならないことを、この研究プロジェクトおよびこの論文は示しているであろう^h。

講演の原稿は、その後、Meder, Mecke (eds.), *Family Law in Early Women's Rights Debates. Western Europe and the United States in the 19th and early 20th centuries*, Böhlau Verlag: Köln/Weimar/Wien 2013 の一つの章として刊行された。本論文は、その引用文献等での誤りを直すなど、一部修正したものである。いわば同名論文の最新バージョンといって良い。このような形で翻訳を思い立ったのは、上記のような重要な意味をもつ研究を、より広く日本の研究者に北歐での研究動向を知らしめるためである。あわせて Meder 編の書物に収められた英語での論文も参照されたい。なお、翻訳にあたっては、著者はもちろん、ドイツの出版社にも承認をいただいた。訳者は門外漢であるが、この翻訳が、日本と北歐におけるジェンダー研究の交流が進展する一助となれば望外の幸せである。

- a) Carlsson (Wetterberg) 1986. 参照文献については巻末の文献目録を参照されたい。省略していない文献は、文献目録にない文献である。
- b) 例えば、彼女が中心となって編集した標準的なジェンダー史の教科書として、Carlsson Wetterber, Christina & Jansdotter, Anna, *Genushistoria. En historiografisk exposé*, Lund 2004 がある。
- c) 例えば、Carlsson Wetterberg, Chrstitina, 'Bara ett öfverskott af lif'. *En biografi om Frida Stéenhoff (1865-1945)*, Stockholm 2010 を参照。
- d) 研究プロジェクトの成果としては、本文注6を見よ。
- e) E. トッド『新ヨーロッパ大全・I』藤原書店 1992年, 40-67頁。
- f) G. エスピン・アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店 2000年, 120-130頁。
- g) Berggren & Trägårdh 2006, s.69-76.
- h) 最近、福祉国家形成過程において19世紀末から20世紀初頭の時期の重要性が見直されてきていることについては、石原俊時「福祉国家のオルターナティヴ？ 20世紀初頭スウェーデンにおける福祉社会」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房 2012年を参照。

〔凡例〕

- ・ [] 内の語句は、原文にないが、訳文をわかりやすくするため、訳者の責任で補った語句を示す。
- ・ 重要な固有名詞・団体名・用語については、その後の()に適宜英語やスウェーデン語の原語を付した。
- ・ 本文中でゴシック体にした部分は、原文ではイタリックになっている部分である。

ジェンダー間の平等と福祉国家

20世紀初頭スウェーデンにおける婚姻法をめぐる議論

1. 北欧諸国における婚姻と近代化	(5)
2. 婚姻の成立と解消	(9)
3. 配偶者間の法的関係	(15)
4. 結語	(24)
参考文献	(26)
訳注	(31)

20世紀初頭、すべての北欧諸国において婚姻法が改革された。男性の特権は廃止され、平等が宣言された。結婚は、2人の独立した個人の間結びつきであり、もし双方がそう望むならば解消しうるものとして位置づけられた。他のヨーロッパ諸国で同様の立法が成立し始めるのは、やっと1960年代になってからのことであった¹。このような北欧の包括的な婚姻法改革は、激しい論争を経て、体系的な北欧間の協力、その少なからぬ部分が女性団体からのものである政治的圧力があって、1910年代から20年代の間に実現したものであった。

改革は、結婚〔という制度〕が危機に瀕していると考えられた時期に実現した。結婚率の低下、人口減少、私生児の増加や女性が外で働くことの効果は、公共の議論の中で頻繁に取り上げられていた。どのようにしたら結婚を救えるのか？女性や子供に対するサポートはどのようにアレンジされればよいのか？どのようにすれば健全な人口が近代社会の中で確保されるのであろうか？これらは、ヨーロッパ全土で同時代の政治家にとって中心的な問題であった。北欧諸国におけるこれらの問題に対する一つの解答が、婚姻法の改革であったのである。配偶者間の平等は、改革の重要な面であり目標であった。個人化、自由化そして世俗化が、その他の重要な特質である。このような婚姻法の傍らでは、私生児の権利を拡大する新しい児童法も採択された²。児童法も、婚姻法と同じように、ヨーロッパ全体からするとユニークであった³。

¹ Bradley 1996, p.13. この点、〔他のヨーロッパ諸国に〕この時期において他の権限では匹敵する側面があったが、これらは孤立した現象であった。

² Bergman & Hobson 2002; Bergman 2003.

³ Therborn 1993.

ジェンダー間の平等が正面に押し出されたこの早期の改革は、研究史上、長い間それほど注目されてこなかった。しかし、同時代の観察者は、改革は時代を切り開くものであり、北欧諸国がこの分野でパイオニアであると紹介していた⁴。この北欧の婚姻法改革のユニークさは、後にイギリスの歴史法学者であるダヴィッド・ブラッドレイによって強調されることとなる。彼は、著書『家族法と政治文化』の中で、国家と家族の関係を如何に把握するかという観点から、イギリス、ドイツと北欧の間に存在する法文化における根本的な差異を指摘している。イギリスでは、家族は私的領域として理解され、国家の介入は最小限とされるべきであった。ドイツでは、家父長的な秩序を利するように介入が行われたのに対し、北欧諸国では、改革により、配偶者間の平等が貫徹すべきであると主張されたのである⁵。

研究プロジェクト「比較の観点から見た北欧結婚モデル」において、筆者は他の3人の北欧研究者と共に、そうしたことを念頭に置いて法や改革プロセスを詳細に研究してきたのであり、それがこの論文のベースになっている⁶。ジェンダー研究においては、モダニティとジェンダーの関係は、男性稼ぎ主家族が近代西洋社会におけるジェンダー関係の共通の特質とみなされるといった、しばしばより外形的な表現で理解されている。プロジェクトでは、このことを自明なこととみなすのではなく、常に疑問の対象として分析を進めてきた。改革は、実際にどのような結婚を思い描いていたのか？それは、家父長的な秩序に対する断絶なのか、それとも、何人かの研究者が議論してきたように、[従来の]ジェンダー間の不平等の形を変えたものにすぎないのか？[そこで]権力、ジェンダー、分業および平等性は、歴史的な文脈から理解されねばならないこと、そして歴史的变化を理解するためには歴史的主体に焦点を当てることが重要であることの2つを仮定した⁷。この論文では、スウェーデンの改革プロセスと議論[の分析]に集中したい。分析は、次の3つの主要な問いに導かれている。すなわち、婚姻の改革は、同時代の社会改革や人口政策や優生学をめぐるその他の政治的議論とどのようにかかわっているのだろうか？同時代の主体は、[ジェンダー間の]平等について語る時、何を意図していたのであろうか？女性団体はこのプロセスにどのような役割を果たしたのであろうか？スウェーデンのケースを集中的に論ずる前に、まず簡単に、婚姻をより広いコンテキストの中に置き、改革を特殊北欧的な近代社会への道に関わらせて議論することで話を始めよう。

1. 北欧諸国における婚姻と近代化

⁴ Wetterberg 2000.

⁵ Bradley 1996.

⁶ プロジェクトへの他の参加者は、メルビイ(Kari Melby)、ローセンベック(Bente Rosenbeck)そしてピルツケネン(Annu Pylkkänen)である。このプロジェクトによる出版物には、Melby et al 2006a; Melby et al 2006b; Melby et al 2010 がある。

⁷ こうした理論的議論については、Melby et al 2006a、特に Chapter 8 と 10 及び Wetterberg & Melby 2008 を見よ。

北欧諸国は、工業化、都市中間階級および法改革の面でむしろ近代化が遅れていたと特徴づけられている。このことは、近代化過程が、民主化や「国民運動(folkrörelser)」ⁱの台頭と並行して進んだことを意味する。我々の研究プロジェクトでは、こうした農業をメインとした社会から近代的かつ民主的な社会への直接的な展開が、このプロセスにおける女性の役割のみならず北欧の婚姻改革の特質を、少なくとも部分的には説明しうるのだと主張した⁸。

経済の自由化や政治生活の民主化は、北欧諸国においては比較的痛みがなく、大きな衝突もなく進展したプロセスであった。19世紀半ばには、営業の自由が導入され、資本市場が自由化され、義務教育が導入されたⁱⁱ。1915年には、男女普通選挙権が、女性が1921年に参政権を得たスウェーデンを除くすべての北欧諸国で実現した。第一次世界大戦勃発時には、少なくとも形式的には議会主義の原則が承認されていた。これと並行して、教会は、法制化や政治に対する影響力を失っていた。世俗的なものから信仰復興運動(väckelserörelser)ⁱⁱⁱまで広範な社会運動が「展開し」、こうした近代化過程のすべての領域で重要な役割を果たした。

しかし、女性の個人としての権利(individualism)や自由、とりわけ既婚女性のそれが認められるということは自明ではなかった。19世紀の半ば以降、両性間の平等や近代社会における家族の役割が激しい議論の対象となっていた。同世紀末までに台頭してきた北欧の女性運動は、既婚・未婚に関わらないすべての女性に対する個人的な権利を要求した。このことはまた、家族における古くからの階層的な権力構造の廃止を要求することを意味した。このことは、男性である政治家や法律家、教会「関係者」が自動的に支持しない矛盾を含む要求であった。これらの農業を主とした貧しい社会において女性の労働が極めて重要であったという事実に関わらず、女性が自由で財産上独立の個人であるという理念は、反発を引き起こした。しかし、プラグマティズムと女性運動を支持する急進自由主義の男性政治家や法律家のうまい立ち回りが組み合わさって、19世紀末における法改正が実現した。第一段階において、成年としての法的地位(majority)を得て、教育を受ける権利や労働する権利を拡張することにより恩恵を受けたのは、未婚の女性であったが、部分的な法改革により、既婚女性も経済的諸権利を拡大した。ノルウェーやデンマークでは、既婚女性は成年としての法的地位も獲得したのであるが、スウェーデンやフィンランドのような国では、なお夫が、子供のことのみではならず経済的な問題について決定する厳然とした権利をもっていた。十分に興味深いことは、デンマークやノルウェー、フィンランドの既婚女性は、彼らの婚姻における地位が根本的に改革される前に投票権を得たのであるが、スウェーデンでは両方の改革がほぼ同時に実現されたことである⁹。

a) スカンジナビア諸国間の協力

⁸ Melby et al 2006a, p.303.

⁹ 法的改革については、Blom & Tranberg 1985, pp.154, 43f; Melby, Ravn & Wetterberg 2008, p.231 を見よ。

婚姻法を改革する必要性は、1910年に改革のプロセスが始まるずっと以前から取り沙汰されていたことであった。国会や北欧の法律家間の会議、女性団体の中では議論が進められていた¹⁰。改革プロセスが始まった直接の原因は、民法の国際的な展開であった。婚姻に関して1905年のハーグ〔国際司法〕会議に参加した後、スウェーデン政府は、1909年に北欧諸国間の婚姻法を調和させることにイニシャティヴを發揮した。それは、デンマーク、ノルウェーおよびスウェーデンからの代表を集めた、スカンジナビア諸国間の協力として開始された。共通の法委員会が設立され、1910年から18年の間に数回の会合を開き、婚姻法の新しいモデルを作ることを検討した。スカンジナビア諸国間の移民が、そうした調和を必要とする主要な一つの要因として挙げられた。もう一つの明示的な目標は、ジェンダー間の平等を推進することである。委員会はまた、しばしば公論の中でも聞かれたことであるが、若い女性は、彼女たちの成人としての法的地位や経済的独立性を奪うものである限り、結婚をしようとはしないであろうとの恐れを表明した¹¹。このことは、女性問題が、準備作業のまさに初めから、家族のきずなを安定させようとする熱意を背景として極めて重要な問題であったことを意味する。

スカンジナビア法委員会は二つの報告書を発行した。一つは1913年のもので、婚姻関係の成立と解消を扱い、もう一つは1918年に出たもので結婚の法的効力について述べた。各国の立法府は、ごく小さな修正をもって法案を通した。すべての国において、殆どの政党、しかし、主要には自由主義者が提案された改革を支持した。教会は、もはや改革それ自体に対して反対することはなく、議論におけるその役割は、以前のような重要なものではなかった。改革は、政治的に見てそれほど論争になるようなものではないと思われた。政治的な合意、あるいは妥協しようとする意思がはっきりと見て取れた。こうしたことは、実際、北欧の政治文化の顕著な特徴と見なされてきた¹²。デンマーク、ノルウェーそしてスウェーデンだけを含むスカンジナビア諸国に対し、北欧諸国と言えば、フィンランドとアイスランドも含む。これらの国が1920年代の間に同様の婚姻法を採用することを選択したため、この過程の結果、共通の北欧結婚モデルが成立した。

b) スウェーデンにおける政治的状況

他のスカンジナビア諸国と同様に、スウェーデンにおいても、事態の展開を推し進めたのは主に男性の法律家や自由主義の政治家であったが、女性団体も、直接間接に顕著な役割を果たした。それらは、法案にコメントを求められたのであり、1915年には家族法委員会〔議会立法委員会(lagutskott)〕にそのメンバーから女性一人が加わったのであり、メンバーはスカンジナビア法委員会にも参加したのである¹³。女性の

¹⁰ Melby et al 2006a, p.62.

¹¹ Bradley 1996, p.31, 24.

¹² 例えば、Stråth & Sørensen 1997, p.20; Christiansen & Petersen 2001; Petersen 2006; Melby et al 2010.

¹³ Melby et al 2006, p.18.

間には北欧諸国間の協力も存在した。1914年には、北欧フェミニスト会議がコペンハーゲンでこの問題を議論するために開催された¹⁴。

政治的に見て、この時期この点においては、スウェーデンは他のスカンジナビア諸国よりも保守的であり、女性は投票権を持っていなかった。このことは、スウェーデンでは、他の北欧諸国では殆ど見られなかった様々な女性団体間の具体的な問題を巡る緊密な連携が発展したことを説明する重要な要因である¹⁵。スウェーデンの女性運動はまた[他のスカンジナビア諸国の運動よりも]強力であったように見え、たとえジェンダー間の分業が20世紀の初めの数十年に徹底して問題にされたことは稀であったとしても、他のスカンジナビア諸国の運動よりも女性の家の外で働く権利の擁護にはるかに力を入れていた¹⁶。このことは、部分的には、スウェーデンで社会民主主義の女性運動がより発展していたという事実に依る。ブルジョワの女性運動においては、平等をより志向するフェミニズムを採用した急進自由主義派も存在した¹⁷。たとえ女性が公式的には政治の場から排除されていたとしても、非公式な経路やネットワークを通じて、あるいは様々な団体を通じて、他のやり方で活動することができた。この点では、北欧の女性団体は、他の多くのヨーロッパ諸国、少なくとも1908年まで女性団体が禁じられていたドイツに比較して、より影響力を持っていたと思われる¹⁸。

スウェーデンで婚姻法をめぐる議論に携わった最も重要な全国団体は、フレドリカ・ブレーメル連盟(Fredrika-Bremer-förbundet)、スウェーデン婦人連合(Svenska kvinnors nationalförbundet)、社会民主主義の女性諸団体、そして婦人参政権全国連盟(Landsföreningen för kvinnans politiska rösträtt)である。フレドリカ・ブレーメル連盟は、1884年に設立された最も重要なブルジョワ女性団体である¹⁹。婦人連合は、国際婦人連合(International Council of Women)のスウェーデン支部で1896年に設立された。多くの異なる種類の女性団体を結集させ、そのうちいくつかはフェミニストの団体であるが、比較的慎重で保守的なイメージを持つ²⁰。社会民主主義の女性運動は、1890年代に出現した。公式には全国組織は1920年まで設立されなかったが、社会民主主義の女性運動は、1907年より全国会議を開催して中央委員会を選任していたし、1904年に創刊した機関誌も持っていた²¹。これらの団体のうち最後のものが女性参政権全国連盟で、1904年に結成された。婚姻法改革の議論が始まった時には、より急進的なフェミニズムはこの参政権を求める団体に基盤を持っていた²²。女性参政権全国連盟も社会民主主義の女性運動も、国際婦人連合のスウェーデン支部には加わっていなかった²³。女性団

¹⁴ Melby et al 2006, p.64-70.

¹⁵ Sainsbury 2001; Bergman 2003.

¹⁶ Sommestad 1997; Hagemann 2002.

¹⁷ Carlsson 1986; Manns 1997, p.178.

¹⁸ Evans 1976, p.10f; Kulawik 1999.

¹⁹ Mann 1997.

²⁰ Bokholm 2002, p.271 f; Petersen 2006.

²¹ Carlsson 1986.

²² Levin 1994, p.284; Mann 1997, s.178; Rönnbäck 2000.

²³ Petersen 2006, p.56-58.

体間の解放についての基本的な考えが異なっていたとしても、婚姻法改革などといった個別の問題では相互に協力したのである。

1915年と1920年に議会で法案が提出されると、激しい議論が巻き起こった。[法案への]批判は主に保守から寄せられたのであり、自由主義者や社会民主主義者は、すべてではないにしても、法案を支持したのである。全面的に反対した保守主義者もいたが、殆どの場合、細部や定式化の変更の問題であった。2つの法案をめぐる議論を別々に扱うこととし、まずは、婚姻関係の成立と解消をめぐる議論を見てみよう。

2. 婚姻の成立と解消

スカンジナビア委員会は、1913年に婚姻関係の成立と解消についての報告書を発行し、スウェーデンでは1915年に法が採択された。当該法は、ノルウェーでは1918年に、デンマークでは1922年に採択されている²⁴。

a)法改革の要点

法改革のこの部分における一つの重要な点は、**離婚の自由化**である。ノルウェーでは、1909年には既に、すべての北欧諸国で20世紀以前にすでに普及していた適用免除(dispensation)を通じた寛大な離婚慣行を公式なものとする、リベラルな離婚法が成立していた。ノルウェーの法律は、配偶者は双方がそれを望めば離婚する権利を持っているという、無過失(no fault)離婚を離婚法制における基本原則として採用し、北欧諸国の改革の基礎を提供した。それ以前の法律では、離婚は、姦通か遺棄によるのみ可能であった。今や離婚は、相互に相性が合わないことを理由として同意するか、一方の配偶者が扶養義務を顧みない、アルコール中毒である、婚姻は修復不可能な破局的状態であるなどと言いつつ可能となった。

この法律は、個人に離婚する権利を与えたのと同時に、司法上の帰結として、通例は女性である他方の配偶者や子供の扶養を確実にすることも意図された。通常、夫婦の財産は折半された。すなわち平等な財産分与(deferred communal property)である²⁵。別居の間は、相互の扶養は継続した。離婚してからは、必要や能力に応じて一方が他方を支援することを要求する扶養命令が下された。特にデンマークやノルウェーでは、主婦はそうした支援に依存するものと考えられたが、スウェーデンにおいては、当該の扶養ルールはあったものの、[離婚により]すっきりと別れてしまうことが好まれた。

旧法における婚姻関係の成立をめぐる諸規則は、主に年齢や血縁関係に関するもので、大部分は民族的あるいは宗教的な理由に基づいていた。特定の障碍の形態に関連した婚姻障害は存在したが、それらは全くの少数であった。新法に伴い、男女とも結

²⁴ この改革についてのより詳細な記述については、Melby et al 2006a, Chapter 3,4 及び Melby et al 2006b を見よ。

²⁵ これは、北欧の婚姻法に特殊なことである。Bradley 1996, p.10-11; Bradley 2001.

婚可能年齢は引き上げられた。女性の結婚可能年齢は、北西ヨーロッパ型結婚パターンに従い、北欧諸国では伝統的に高かった²⁶。今や女性の結婚可能年齢はさらに引き上げられ、そのことは、女性も結婚する時には成熟し独立した個人であるべきであるとの考えを示していた。血縁関係に基づく婚姻障害は、より多くの医学的な婚姻障害が法律に付け加わる一方で、重要性を減じた。婚姻障害は、優生学的議論によって裏付けされ、より健康的な人口を作り出すことが意図された。法律制定者は、教会ではなく医学専門家に改革法案についての意見を求めた²⁷。結婚は、もはや基本的に道徳的・宗教的な問題であるばかりではなく大筋において医学の問題と見なされた。こうした変化は、20世紀初頭の遺伝についての発生学的・科学的知識の増進によって可能となった²⁸。実際、法改革を推進した者は、同時代の最先端の科学的知識を活用していた。例えば、婚姻障害とみなされた病気は、精神病、てんかん、アルコール中毒、つんぼやおし、性病のような感染症、ハンセン病などである。しかし、優生学のイデオロギーが議論の中で重要な役割を果たしたとはいえ、最終的に法律の中でリストアップされた婚姻障害は、最も熱心な優生学的な法制化を求めた者が満足するであろうものよりも限定的であった。とはいえ、スウェーデンの法律は、デンマークやノルウェーの法律よりもより多くの医学的な婚姻障害を含むようになったのである。スウェーデンで議論を喚起したこの法律のもう一つの側面は、婚姻関係の成立に際しての新しいルールとして、教会婚（これが殆ど）であれ市民婚であれ、結婚の儀式が義務化されたことである²⁹。北欧諸国では、婚姻関係に入らず同棲し、子供さえ設けることが伝統的にありふれた現象であった³⁰。このことは、以前の法律では、婚約が一定の法律的意思を持っていたのだが、それが今や失われたことを意味した。

婚姻関係の成立および解消に関する法案は、1913年にスウェーデン〔議会立〕法委員会によって提出され、1915年に法として採択されたが、全体としてスカンジナビア法委員会によって推奨されたものに従っていた。このプロセスの最終局面で、女性は委員会に直接自分たちの見解を示す機会を与えられた。

b)離婚の自由化

法律における離婚の自由化や婚姻関係の成立を規制するルール改定の必要性は、既に長い間、公共の場での論争や議会において議論されてきた。1891年以降の議会での法案では、妻は夫が著しく不品行である場合に離婚する権利をもつと提案されていたし、後に1902年には、配偶者双方が離婚に責任があると審判されるならば、父親の後見権が自動的に認められるということを廃止するべきだと提案されていた。後者のケースでは、イニシャティヴを取ったのはフレドリカ・ブレーメル連盟であった³¹。他の

²⁶ Hartman 2004, p.90; Melby et al 2006a, p.126-127; Rosenbeck 2010.

²⁷ Melby et al 2006a, p.129-135.

²⁸ Broberg&Roll-Hansen 1996.

²⁹ Persson 1971, p.10-12; Wetterberg 2003.

³⁰ Ohlander 1977; Lindstedt Cronberg 1997, p.181; Lennartsson 1999, p.158.

³¹ Dagny 1891,p.110; Cederschiöld 1903,p.70f.

法案では、結婚をする前に強制的に医学検査を受けることや、感染症や遺伝病は離婚の原因となるべきと主張されていた³²。

1915年に出された法案は、これらのガイドラインに沿ったものであった。それをめぐる議論は激しく、政治的な党派に必ずしも従ったものではなかった。議論は、より一般的なレベルでは、個人の権利、国家介入および性的モラルについてのより原則的な考えに関わる問題を喚起した。

1915年の時点では、離婚法制を自由化する必要があるということは、大多数の国会議員の間に共有された認識であった。とはいえ、不幸な結婚は、相互の同意のみによって解消しようとの原則は、誰もが容易には受け入れられないことであった。自由化でより受け入れられていたことは、既に存在した自由な離婚慣行を公式なものとする望みに関わっていたと思われる。多くのカップルがそれにより分かれていたのであり、呼び名は様々であったが、遺棄と分類されていた。〔例えば、〕配偶者の一人が他の国に行ってそこに一定期間滞在したままならば、もう一人の配偶者は離婚を申請しえた。スウェーデンでは、コペンハーゲンに行くことがよく見られ、この種の暗黙の離婚慣行は「コペンハーゲン旅行」の名の下に行われた³³。議会立法委員会の評価によれば、一方的な遺棄は、1901年から1910年までの間、離婚原因としては断然支配的であった³⁴。しかし、現存する慣行を公式なものとする以外に、法改正を進めた重要な議論は、逆説的なことに、離婚を自由化することが、結婚を強化する手段と見なされるということであり、もし夫が不品行なまねをするならば離婚できる法的な権利を得るならば、より多くの女性が結婚するようになるであろうということであった。これは、議会のみならず公論でも前面に押し出された議論であり、女性団体の中でも顕著であった議論であった³⁵。これらの女性団体は皆、恐らく異なる理由からであるが、離婚法制の自由化を支持していた。例えば、フレドリカ・ブレーメル連盟の指導的人物であったリディア・ヴァールストレーム(Lydia Wahlström)にとって、離婚ルール自由化を含む結婚改革は、社会の道徳性を改善し、彼女が「野蛮な結婚(wild marriages)」と呼ぶものに対抗することとなるものであった³⁶。婦人参政権全国連盟や社会民主主義の女性団体は、自由な離婚をより一層進めることを望み、離婚は、配偶者の一方が望むならば保障されるという、完全な無過失の原則を主張したのである³⁷。

c)婚姻障害

婚姻障害についての論争も、基本的には、自由化よりも制限に焦点があったとはいえ、個人の自由をめぐる議論であった。どの程度あるいはどのような根拠に基づき、

³² AK Protokoll 1904, motion 269.

³³ Matović 1984.

³⁴ 4735件の離婚中2224が、この一方的な遺棄のカテゴリーの下に見いだされた。

Lagberedningens förslag 1915, p.375,611.

³⁵ Wetterberg 2000.

³⁶ Wahlström 1909, p.9.

³⁷ Hertha no 9,1915; Röstätt för kvinnor no7 and 9,1915; Morgonbris no3, 1915.

個人の結婚する権利は制限されるべきなのか？スカンジナビア法委員会は、ウプサラ大学の医学部に諮り、最新の遺伝や発生についての知見を学び、この種の問題への解答を見出そうとした³⁸。全体としての目標は、国民の健康を改善し、退歩をもたらすと想定される結婚を回避することであった。デンマークやノルウェーでの法案よりも制限的な内容であったスウェーデンでの法案に続く論争は、問題の複雑な性格を示した。医学的制限は、以前に比して拡大したが、望まれたほど拡大したのではなかった。論争の中では、民族的しかしまた科学的根拠に基づく優生思想に対する抵抗も存在した。議会立法委員会も、提案のいくつかの点において、医学はなお様々な病気の遺伝可能性について確かな説明をなしうるに至っていないことを強調した³⁹。

専門家のアドバイスを離れ、公共での論争に目を移してみると、そこでの主張は、この問題に関して一層断定的であった。優生思想は、同時期の思想の一部であり、政治的帰属や性とは直接関係がなかった。以下の文章は論争における女性の声であり、男性のみならず女性も優生学的なアイデアを支持していたであろうことを示している。

「我々は、社会主義により、意識的に生産を導こうとするのと同じように、意識的に優生学を通じて、健康で強靱な人間を作り出すことを望んでいる」と、1911年に女性運動の雑誌に、当時の指導的な社会民主主義者カータ・ダルストレーム(Kata Dalström)が書いている⁴⁰。急進主義者で独立したフェミニストであるフリーダ・ステーンホフ(Frida Stéenhoff)は、「生殖を偶然の領域から救いだし、判断力と思慮の意味ある地平に引き上げる」ことの必要性を語っている⁴¹。1915年の結婚改革をめぐる議論で、フレデリカ・ブレーメル連盟の会長であったアグダ・モンテリウス(Agda Montelius)は、法律をもっと進展させ、より広範囲な婚姻障害を導入すべきだと主張した⁴²。最後に、国際的にも有名なフェミニストであるエレン・ケイ(Ellen Key)は、こうした考えをさらに一層推し進めた者の一人であった。アルコール中毒と結婚について、彼女は、

「女性のアルコール中毒は、医者が完治を告げるまで、拘留と結婚不許可の絶対的根拠となるべきである。[中略] 男性に対しては、アルコール中毒は、信頼できる証明書をもって、一年間禁酒をしたことを明らかにできるまで結婚を許すべきでない」と論じている⁴³。

³⁸ *Uppsala Medicinska Fakultets yttrande till Kungl. Medicinalstyrelsen med anledning av förestående revision af äktenskapslagstiftningen*, Uppsala 1911, s.6.

³⁹ *Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalkens och vissa delar av ärvdabalken I*, 1913, p.131.

⁴⁰ ”Liksom vi, genom socialism, målmedvetenhet vill leda produktionen, så vill vi genom rashygien målmedvetet skapa fram sunda, starka människor”, Dahlström 1911, p.5.

⁴¹ “[---] rycka prokreationen från slumpens herravälde och föra den upp på omdömet och försiktighetens målmedvetna plan”, Stéenhoff 1910, p.11.

⁴² Bokholm, 2000, p.274.

⁴³ ”Alkoholism hos en kvinna bör vara absolut interneringsgrund och äktenskapshinder, tills hon av läkare förklarats fullt botad [---]. För mannen bör alkoholism vara äktenskapshinder, tills han med trovärdigt intyg kan styrka, att han under ett år varit absolutist”, Key 1914.

こうした論争における重要な局面は、国家の個人や家族の生活に介入する権利に関わっていた。時はまさに、政府機関のコントロール能力が増大していたが、例えば、結婚前に医学的証明の義務化を導入しようとの主張は、プライバシーを侵すことと見られたため強力な抵抗にあっていた。人口の質を改善する手段として避妊が受け入れられるずっと前のことなのである。後の避妊政策は、主に女性に関わっていたが、20世紀初頭に婚姻法と関連して議論されていた優生学的・医学的障害は、主に男性に関わるものであった。すなわち、性病とアルコール中毒である⁴⁴。これらは、メンバーがしばしば禁酒運動にも従事し、売春反対の活動をしていた女性運動の中でも核となる問題であった。

[はたして]広範な婚姻障害を設ける根拠を与えるほど医学が進んでおり発達しているのかどうかについては疑いが存在していたが、より広い社会的・政治的視野で見た場合、拡大がネガティブな結果をもたらすのではとの恐れも存在していた。〔ウプサラ大学〕医学部は、適切な結婚率および婚姻における望ましい出産率と、健全な子孫〔の獲得〕との間には矛盾があることを指摘した⁴⁵。規制の行き過ぎは顕著な人口減少につながったり、人々は単純に法を無視し、結婚しないで一緒に住むようになっていくかも知れないのである。このように、様々に知覚された脅威、すなわち、退化、人口減少そしてより違法な関係の前に身をかかわさねばならなかった。

全体として、論争の前面に医学的な議論が押し出されたことは明らかである。政治家も法律家も、今や教会ではなく医学の権威にアドバイスを求めた。何世紀にもわたって、国家について婚姻の規制に関しては最も重要な機関であった教会が主な交渉の場に関与していないのは奇妙なことであった。教会関係のお偉方も、法制化のプロセスにより重要な役割を与えられていなかったことに不平を訴えていた。より詳しくこの問題を扱うことはしないが、指摘すべき重要な点は、婚姻法が社会エンジニアリングに基づく近代福祉国家における最初の礎石であったと見なせることである^{46iv}。

d) 婚姻を成立させるものは何か

この法律に関して論争を巻き起こしたもう一つの問題は、公式の結婚の儀式が、最も一般的である教会でのものにしろ、市民婚にしろ、義務となったことである。このことは、婚約式が今や法的な意味を失ったことを意味した。北欧諸国では、先に言及したように、カップルが結婚せずに同棲し、子供までもうけることが伝統的にありふれた現象であったのである。スウェーデンでは、結婚せずに同棲している者に対して、「ストックホルム式結婚」といった特別の概念さえも存在した。結婚の約束をし、そ

⁴⁴ スウェーデンにおける[人口の]再生産政策のジェンダーに関わる興味深い議論については、Freiburg 1993.

⁴⁵ *Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalkens och vissa delar av ärvdabalken I* .1913, p.131

⁴⁶ Melby et al 2001, Melby & Rosenbeck 2009.

れを実行しなくとも、スウェーデンの法律では、女性とその子供は、結婚した妻と嫡出子と同じ権利をもったのである。こうした慣行は、「未履行の結婚」と呼ばれた⁴⁷。

未履行の結婚の廃止は、性道徳や個人の自由との関連で激しい議論を喚起した。4つの女性団体の全国組織のうち3つが議会立法委員会に声明を送り、未婚の女性とその子供の保護を与えていると主張して未履行の結婚を擁護し、その維持を訴えた⁴⁸。議会の自由主義の議員は、他の状況では個人の自由や権利を擁護したが、女性運動家の突き上げを受けて姿勢を変え、実質的には一時的にせよ男性に結婚を強制することを意味した慣行の維持の側にまわった^{49v}。

未履行の結婚は維持されなかったが、未婚の女性と私生児の状況は、その後の法律で配慮されることとなる。1917年に、非嫡出子に関する法律が議会で採択されたのである。この法律は、1915年のノルウェーの当該法のように、嫡出子と非嫡出子の平等までには至らなかったが、非嫡出子の扶養を確実なものにしようとした。父親が婚約をしたのであれば、彼らも相続権をもった。先に言及した3つの女性団体は、より自由主義的な離婚法を支持したのであり、そのうち2つは、さらなる自由な離婚の方向へ進むことを望んでいた。間接的には、それゆえ、彼らは結婚が義務よりも愛情に一層基づくべきという考えを受け入れていたのであるが、現実的には、受け入れるには、結婚外での性的関係が進みすぎたのである。スカジナビア法委員会が設立されたのと同じ年に、ストックホルムで性的不道徳や避妊に反対する大規模なデモが、女性団体により組織された。しかし、急進自由主義や社会民主主義者の女性は、表立ってはこの種の活動を支持しなかった⁵⁰。とはいえ、性道徳やその他の問題での不一致は、婚姻法改革で協力することの妨げにはならなかった。

未履行の結婚をめぐる議会での論争は、概して政治的位置関係に沿ってはいなかった。保守主義者の中にも提案に賛成する者もいたし、反対の者もいた。保守的かつ宗教的な観点に従えば、性は結婚に帰属するものであるが、婚約の伝統も、なお伝統の名の下に、結婚を約束していることを意味するということから擁護しえた⁵¹。より左寄りで世俗的な観点から提案を支持する者は、個人により大きな自由を与えることを望んだのであり、家族法委員会の方針に従い、結婚は二人の独立した個人の間で取り決められるものであると議論した⁵²。しかしながら、先に見たように、いわゆる「未履行の結婚」の維持を望んだのは自由主義者や社会民主主義者であった。この論争においての多くの場合のように、個人の自由を守ろうとする望みは、他の利害関心と結びついたのである。この場合は、未婚の母の道徳的・経済的保護であった。

⁴⁷ Sveriges rikes lag [...] 1734, Giftermålsbalken 3:9.

⁴⁸ Skrivelse till lagutskottet 13/4 1913; Fredrika-Bremer-förbundet, Protokoll 13/4 1915; Hertha no 9 1915; *Morgonbris* no 5 1915, p.9; *Rösträtt för kvinnor* no 9 1915.

⁴⁹ Bihang till riksdagens Protokoll 1915, Lagutskottets utlåtande 32, s.140-143; FK protokoll 1915 3 No 63, s.49,75.

⁵⁰ Bihang till riksdagens Protokoll 1915, Lagutskottets utlåtande 32, s.140-143.

⁵¹ 例えば、FK protokoll 1915, 3, No. 63, p.26,28 を見よ。

⁵² AK Protokoll 1915, 5, No.71,p.19.14, 48.

1915年法をめぐる議会や社会での論争は、激しいものであった。必ずしも誰もが幸福とはならなかったが、この法によって、旧来の婚姻法を近代化する第一歩が踏み出された。自由化と世俗化を意味したのみではなく、国家のコントロールも強化された。ある程度は、この法律は、配偶者間のより平等な関係を促進した。

女性団体は、概して法案に満足していた。特に配偶者が、殆どの側面において平等であるように描かれたことを評価した。スウェーデンの女性は、この時点では議会投票権や被選挙権を持っていなかったが、議会に専門家として招聘された。彼女らは、男性の友達、同僚そして夫など非公式の経路を利用して影響力を発揮した⁵³。大きくいって、問題を推進したのは政治的左派であって、彼らはまた、先に言及したように、議会に女性の観点を押し出した。婚姻法や、参政権、母性保険(moderskapsförsäkring)^{vi}の導入、売春規制の撤廃などその他の女性にとって重要な問題について議会でイニシアティブを取ったのは、男性の、殆どは自由主義者であったが、むしろ限られたグループであった。いつも繰り返し現れるのは同じ名前であった。女性運動は、立法過程に深く従事していたが、それらの関与は、法の別の部分、すなわち、配偶者間の法的関係についての作業を1915年に議会立法委員会が開始してさらに強まった。

3. 配偶者間の法的関係

恐らく、改革の最も激しい論争となったのは、配偶者の法的関係に関わる部分であった。既に言及したように、スウェーデンにおける既婚女性は、依然として形式的には夫の保護の下にあった。スウェーデンおよびかつてスウェーデンの一部であったフィンランドでは、こうした配偶者間の関係を捉える特別の概念が存在した、すなわち、保護支配権(målsmanskap)^{vii}である。夫は、世帯の長であり、形式的には、すべての家族の問題を差配する権力を持っていた。このことは、夫がすべての世帯メンバーに対してにらみをきかせ、彼が世帯の財産を管理することを意味した。彼はまた、子供の法的な保護者であった。細かい修正を施しながらも、この時まで有効であったのは、1734年の婚姻法であった⁵⁴。

家族の中における男性の支配、とりわけ経済的な支配を取り除くことは、当初から女性運動にとって最も重要な課題であった。1873年に設立された最初の女性団体が、「既婚女性の所有権のための協会(Föreningen för gift kvinnas äganderätt)^{viii}」と名づけられたのも十分意味あることであった⁵⁵。この問題は、その時点において[既に]しばらく政治的な議題となっていた。1850年代には既に、議会のある自由主義のメンバーが、婚姻関係のもとでの男性の支配の撤廃を提案していた。彼の主な動機は、さもなければ若い女性が結婚に背を向けてしまうということであった⁵⁶。既にみたように、これは、

⁵³ Florin 2006.

⁵⁴ Boëthius 1969,9.16f; Blom & Tranberg 1985, p.184.

⁵⁵ Manns 1997, p.50.

⁵⁶ Manns 2000; Wetterberg 2003; Melby et al 2006a, p.196.

離婚の自由が議論された時の重要な論点であり、この法律の他の部分が議論された時に、より一層重要性をましたのであった。

a) スカンジナビア法委員会の提案

1915年、スウェーデンの法委員会とスカンジナビアのレベルで、法律のこの部分についての作業が開始された。主に焦点は経済問題におかれた。[それまでも]公共での議論や女性団体において、法律家の間では、もし夫の共有財産についての決定権や管理権が取り除かれるとするならば、如何なる解決がもっとも相応しいかについて長い間議論されてきた。配偶者が世帯の資産を共同で所有し、それに対して共同で決定すべきなのか？それともイギリスの1882年の婚姻法に導入されたように、結婚している間は[夫婦それぞれが]個人で財産を所有するのが最も適当であるのか？個人で財産を所有するというのは、収入や財産のない女性には自立し確固たる地位をもたらさないことを意味したが、[そもそもその問題を]解決するのが法改革を目標であったことである。この問題は、スカンジナビア法委員会でも国家のレベルでも活発に議論された。スカンジナビア法委員会の女性メンバーにとっても、女性団体にとっても、これが中核的な問題だと思われ、たくさんの発議がなされた。1918年に、終わりの見えない論争の末に出された提案は、一種の妥協であった。婚姻関係における個人的財産権が全体に妥当する原則であったが、この原則は、妻の地位を強化し確実なものとするための他の規定によって補完されたのである⁵⁷。

配偶者間の経済的關係に関して、次の4つの新しい特長が重要である。第一に、先に言及したように、夫と妻は、結婚している間、独立で形式的には平等なそれぞれの財産の所有者であることが宣言された。第二に、婚姻の解消に際しては、スウェーデンの1915年法が述べていたように、彼らの資産は、結婚の際に別の方法で合意していなければ、平等な二つの部分に分割されるべきであった(すなわち、平等な財産分与)。第三に、配偶者は、**家族の維持に共同で責任を持つ**と宣言された、このことは、女性の家庭での未払い労働は法律により家族を支える者として認知されたことを意味した。しかし、たとえ維持の2つの主要な形態[稼得と家事・育児]が平等であると宣言されたとしても、女性が経済的に従属した配偶者であることについては、殆ど疑いはなかった。このことは、4つめの新しい特長の背景をなす。すなわち、世帯の支出や個人的な使用のために夫から金を得る法的な権利を意味する、独立な**主婦の権利**を妻に与える規定である。この規定は、稀にしか財産をもたないか、きちんとした自活の手段をもたないであろう主婦の経済的位置を確かなものにするを意図したものであった。もし夫が妻や家族に十分なものをもたらせなかったならば、法廷はそのようにする義務の履行命令を発することができた。

子供の後見に関しては、スカンジナビア法委員会は、婚姻関係にあつては、日常生活において母親は父親と同等の子供に対する決定権をもつことを提案した。これは、

⁵⁷ この改革のこの部分についての詳細は、Melby et al 2006a, Chapter 5-7; Melby et al 2006b; Wetterberg & Melby 2008 を見よ。

既にデンマークやノルウェーで該当していたのであり、スウェーデンでも導入しようとしたのである。〔しかし〕この改革により、経済的後見権は、日常的な後見権とは区別された。たとえ後見の2つの種類の間の境界がぼんやりとしていたとしても、この点では完全なる平等は実現されなかったことを意味した⁵⁸。スウェーデンの提案はまた、女性が自分自身の姓を維持する権利を否定したことにより、平等である原則からさらに逸脱していた。このことは、それ以前に全く規定されていなかったのであるが、今や妻は、自動的に夫の姓を名乗るべきと主張されたのである。しかし、妻は二つの姓を用いることの許可を申請しえた。スカンジナビア諸国は、この問題で異なる経路を歩んだのであるが、どの国でも、夫が妻の姓を選ぶことはできなかった⁵⁹。

純粋な経済的あるいは財産上のルールというよりはむしろ、スカンジナビアの提案は、夫婦は互いに責任ある独立した個人であるが、家族全体の利益のために協力しなければならないという、性差に基づく理念的な結婚〔像〕を作り上げた。それゆえ、改革は、我々のプロジェクトで、個人主義、相互責任およびジェンダーの差異によって特徴づけられる、修正二人稼ぎ手モデル(a modified dual-breadwinner model)と呼んできたものを提示したのである⁶⁰。この問題については後に立ち戻ることとする。

b) 女性の間での論争

先に指摘したように、個人の自由を擁護する目的は、他の利害と対立した。そしてそれは、女性や子供を保護することや、人口政策と結びつく広範な利害でありえた。スカンジナビア法委員会における指導的な法律家の一人は、法は機械的な平等原則にしっかりと軸を置くべきであり、女性であろうが男性であろうが、それを有利にしようと、それから逸脱しようとすることは回避されるべきであると一貫して主張している。彼は、それが財産や所得を持たない女性の弱い立場を意味したとしても、婚姻関係の下での個人の所有権を提案した。この問題は、スウェーデンの女性団体の中では興味深いやり方で徹底して議論されたのである。

女性運動の指導的メンバーのイニシャティヴの下に、1915年、ゲオルゲ・シェーンステッド(George Stiernstedt)により急進的な提案が作成された。この提案のエッセンスは、婚姻関係の下で稼いだものを含め、すべての財産は共有とみなされるべきであり、二つの等しい個人的な持分に分けられるべきであるというものであった。これは、先に議論した、すなわち、一方での共有財産と他方での自身の所得及び財産については個人の所有という2つの解法の間を取った、特に財産や所得のない女性を有利にしようとした解決法であった。

この提案は、女性雑誌や、主な女性団体中央組織の代表を集め、時に社会民主主義の女性〔運動家〕も参加した合同会議ではば広く議論された⁶¹。議論の中で、この考え

⁵⁸ Smith 1980,p.56.

⁵⁹ Melby et al 2006a, p.364-367.

⁶⁰ Melby et al 2006a, p.288-300; Melby et al 2010.

⁶¹ Melby et al 2006a, p.211-218, Wetterberg 2002.

は、少なくとも理論上、あるいは理念として多くの支持を得たが、反対にもあった。一つの反対意見は、より現実的なもので、そのような遠く離れた改革は、**議会ではけっして採択されないであろう**というものであり、恐らくそれは真実であった。〔しかし、〕もっとも重要な批判は、提案は、女性運動にとって中心的な課題であった、女性が**自己の所得を自由に処分する権利**を持つという要求に反するというものであった。この反対は、指導的な社会民主主義の女性〔運動家〕、アンナ・ステルシー(Anna Sterky)のみならず、有名な自由主義の女性〔運動家〕からも出された。法律家マチルダ・ステール・フォン・ホルスタイン(Mathilda Staël von Holstein)が論じたように、他人が自分の仕事で稼いだ所得を使うという考えに対して何か反発があったのである。

その他の自由主義者は、保守主義の代表と同様に、提案への賛意を述べたが、この問題をめぐる意見は、必ずしも組織の境界に沿うものではなかった。提案に賛意を示した殆どの者が、保守的なスウェーデン婦人連合かより急進自由主義的な婦人参政権全国連盟代表であったことは興味深い。このことは、提案が保守的のみならず急進的な色合いがあったことから説明されうる。制度としての家族を強化し、ジェンダー分業を維持するという意味では、保守的と見なせるし、家族における夫の経済的支配を廃棄することを目指した点では急進的とみなせたのである。この二面性は、なぜ提案が、急進自由主義のみならず保守主義の女性〔運動家〕の支持を得たのかを説明する。

最終的に、議論は結論に達することはできなかった。1916年に女性団体が婚姻法委員会〔議会立法委員会〕に提出した合同の決議では、平等に分配する提案は外された。そのかわり、婚姻関係においては異なる経済的モデルの中から選択できるようにすべきだと提案された⁶²。恐らく何かしら驚くべきことは、結婚した女性が自分の姓を保つ権利をもつべきか否かという問題が女性〔運動家〕の間で議論を巻き起こしたことである。議論に関与した者の殆どにとっては、この権利をもち続けるべきことは明らかであったが、中には、家族の団結の名の下に、反対した者もいたのである⁶³。

婚姻関係の下での異なる経済的モデルについての女性団体の間で論争は、女性運動家が女性の状況が階級や収入を持つか否かによって全く異なることを極めて明確に気づいていたことを示す。すべての状況に適合した解答を見出すことは殆ど不可能であった。シェーンステットの提案が破却された時、女性運動家は、法案により穏健なやり方で影響を与えることを試みたのだが、そのうちの一つは、自分の資産をもたない女性は、自身や世帯の費用をまかなうために夫から財政的援助をえる法的権利をもつことを要求したものであった。スカンジナビア法委員会のノルウェーからのメンバーである、エリーセ・セム(Elise Sem)は、この要求を他の女性メンバーであるスウェーデンのエミリア・ブルーメー(Emilia Broomé)やデンマークのエストリッド・ヘイン(Estrid Hein)の支持を得て推し進めた⁶⁴。〔しかし、〕特にこの要求が、妻が夫から受け取るすべての支援としての富はまた、個人の必要のためであろうと世帯の必要のた

⁶² Fredrika-Bremer-förbundet, Styrelseprotokoll, A 2:5, 27/1 1916, Bil 1, 16/3 1916.

⁶³ Melby et al 2006a, p.218.

⁶⁴ Wetterberg & Melby 2008, p.51.

めであろうと、彼女の財産となるべきとの要求を含むことから受け入れられることは容易ではなかった。この要求は、最終的には、妻には世帯の資産の個人的所有権を与えないという条件の下で採択されることとなる。女性メンバーがこの問題をそれほど熱心に追及していなかったとしたら、恐らく問題は議題にも上がらなかったと思われる。彼女らの主婦の権利の要求は、妻は夫がその義務を果たさなければ法廷に訴えることができることをも意味したのだが、それは、家事労働は家の外での労働と同等の労働と評価されるべきであるとの考えに基づいていた。このことは、当初から婚姻関係の下での相互扶養義務の要求とともに押し出された、女性団体にとって核心的な問題であった。スカンジナビア法委員会が最終的に提出した提案もまた、彼女らの提案の幅広い輪郭に沿ったものであった。委員会のメンバーの一人が表明したように、「女性があたかも自分の進む道を得たように見える」のであった⁶⁵。

c) 議会での論争

1918年に提案が完成し、発表されたが、婚姻法全体の改革は2年後の議会で取り上げられることとなった。丁度政権交代があったところであった。最初の純粋な社会民主党内閣が、1917年の春から政権にあった自由主義・社会民主主義連立政権にとってかわったのである。こうした政治的要因は、恐らく提案がそれほど速やかにかつ好意的に注目されたことにとって重要であった。しかし、保守主義の反対は、議会での議論の直前に現れた。こうした抗議の嵐は議会においてますます強まるように見えたのに対し、女性団体は再び共同会議を開き、その際、提出された提案を支持する決議をまとめた。提案が先送りになりえるとの脅威に直面し、女性団体の多数のメンバーは提案を全面的に支持することを示した新たな書状を送ったのであった⁶⁶。

議会立法委員会の中での作業がまったく平和裏に何ら深刻な不一致もなく進行しているように見えたので、この激しい反発は恐らく幾分かは予期せぬことであった。同時期に、デンマークでは、提案に非常に批判的であるハラルド・ニールセン(Harald Nielsen)の『現代的結婚』[Moderna äktenskap]という本をめぐって激しい論争がまき起こっており、[その中で]提案された婚姻関係における個人化が重要な要因となっていたことは確かであった⁶⁷。スウェーデンの法委員会のメンバーであるカール・ティセリウス(Karl Tiselius)は、この本がスウェーデンで「不可解なほどの賞賛」を持って迎えられたことに驚いている。「殆ど純粋な肉体的性的関係の観点からのみ...[中略]...の立場をとっているため」、彼にとってこの本は的外れなものに思えたのである⁶⁸。これらの保守主義の反対は、法案を結婚および社会のまさに根本に対する脅威と見なした。議会に再び現れたこの種の批判は、提案された法を余りにも個人主義的と見た。公的議論では、逆に法は個人主義の方向にもっと向かうべきであると信じる別の種類の批判

⁶⁵ Melby et al 2006a, p.221.

⁶⁶ Melby et al 2006a, p.224.

⁶⁷ Melby et al 2006a, p.258-264.

⁶⁸ ”Eftersom det tog sin utgångspunkt [...] nästan uteslutande i det rent fysiska könsförhållandet”, Dagens Nyheter 17/4 1920.

が存在した。しかし、しばしば異なるタイプのフェミニズム思想と結びついていた、この立場は、婚姻法をめぐる具体的な論争の中ではあまり重要ではなかった⁶⁹。

議会での論争は、〔下院に当たる〕第二院ではむしろ穏やかなものであったが、保守主義が支配する〔上院に当たる〕第一院ではより熱を帯びたものとなった。そこでは議席は満員となった。議会立法委員会のメンバーのみでなく女性運動の名だたる代表も皆そこにいた⁷⁰。幾人かの議員は、提案全体が却下されるべきだと提唱した。しかし、第二院の圧倒的多数と第一院の3分の2のメンバーは、検討された提案の支持に投票したのである⁷¹。

第一院での論争では、厳しい批判もあったが、家族内における夫の形式的な支配の廃止に全面的に反対する者はごく少数であった。〔次の〕議会の農民グループを代表する一人の保守主義議員は提案を拒絶し、それが法律家の仕事であると性格づけたのだが、そうした例外であった⁷²。

彼は、世帯の中で男性は自信に満ちているので、女性の法律上の権利はそれほど重要ではないと述べたが、愛情のみに基づく結婚という考えには嫌悪を示した。「(前略)もし家庭や家族が社会の基礎であるべきとするのならば、それが愛情のみに基づくとすれば、安定しない基礎となるであろう。愛が終われば、基礎は壊れるのである。」彼にとっての理想の結婚は、「(前略)倫理的義務を自発的にかつ喜んで実施すること」であった⁷³。別の批判者は、女性団体が法案にあまりにも影響を与えすぎていると信じ、提案された法が、婚姻関係を弱め、離婚率を上昇させることを恐れた。彼はまた、社会が家族自身の問題に介入する可能性をもつことに反対した。彼は法案の却下を促し、一年決議を先延ばしすることを求めた⁷⁴。却下や先延ばしを求めたのは、主に保守主義の議員であった。多くは、スカンジナビア諸国間の協力に批判的で、彼らが「法律家の優雅さ」と呼ぶところのものに敵対した。こうした批判は、しばしば地域的なニーズや利害を引き合いに出した。個人の所有や経営が農民の世帯の現実的問題であると見なされたのだが、法律が意味した配偶者間の相続権の拡大により、農場の土地がバラバラとなることを恐れたのである⁷⁵。

⁶⁹ こうした議論および婚姻に対するフェミニズム的批判に関しては、Melby et al 2006a, p.227; Wetterberg & Melby 2008, p.50-51; Blom 1994; Wetterberg 1998, 2010 を見よ。

⁷⁰ Socialdemokraten 19/4; Svenska Dagbladet 18/4; Dagens Nyheter 18/4 1920.

⁷¹ 第二院では 152 名中 126 名、第一院では 124 名中 83 名が提案に賛成票を投じた。A K Protokoll 1920,3,nr.4:8 ; F K Protokoll 1920, 3, nr.34:75. 議論のより詳細な分析については、Melby et al 2006a, p.227-235 を見よ。

⁷² FK Protokoll 1920 3, No.34:23-25.

⁷³ "[...] om hemmet och familjen skall vara samhällets grund, blir det en skral grund, när den bygger allena på kärleken såsom känsla. Brister den, så brister grunden", "[...] det frivilliga och villiga uppfyllande av de etiska plikterna", FK Protokoll 1920 3, No.34:29.

⁷⁴ FK Protokoll 1920 3, No.34: 13-18.

⁷⁵ FK Protokoll 1920 3, No.34: 63.

より本質的な批判は、制度としての結婚に対する異なる考えに、多かれ少なかれ基づいていた。スウェーデンの伝統に従えば、結婚は、まずは、「宗教的・道徳的家庭生活なのであり、〔中略〕そこで神を恐れ、万難を排して共に生きていくことを学ぶのである」と、第一院のある議員は主張した⁷⁶。結婚は、人生に関わりあうことであり、恣意的に解約されうる契約ではないと、両性間の平等の考えに同じく敵対した別の議員も述べている。結婚は、まさに男女が違うということゆえに存在しているのである。彼にとって、それがすべての面で平等というのは「全く馬鹿げたこと」であった⁷⁷。法案は結婚をビジネスの関係と同等視しており、個人の権利に目を向けすぎており、統合や結合といった側面を軽視しすぎるという理由でそれに反対する者もいた。「権利の要求に伴って前面に現れてきたのが個人主義である。わがままやエゴイズムは、このようにして容易に共存の中に入り込みうる⁷⁸。」公的なものが、家族の問題に介入してくるかもしれないことは、多くの者を怒らせた。以前は、男性の権威と共有財産が結婚を確固としたものにしたのだが、今や法律が家族を細かく管理しようとしている。こうして、不和を生じ分裂を起こさせる要因が夫婦の生活に入り込むのである⁷⁹。危険なのは、法が結婚をしようという気を萎えさせることであり、もしそういうことが起これば、新しい婚姻法の主要な目的である、結婚率を上げることは、無に帰してしまうのである⁸⁰。

もちろん、法を支持する発言をした者は、この点で全く異なる結論を導いていた。家庭や家族、社会的安定の擁護は、保守主義者のみならず、自由主義者や与党の社会民主主義者の中でも、提案を擁護する者にとってもキーポイントとして表れていたことは興味深いことである。このことは、法相エステン・ウンデン(Östen Undén)による基調演説の中に非常にはっきりとしている。演説では、夫婦がそれぞれ平等の地位を持つことは、「確固たる家族の絆にとっての保障なのであり、それらを解体させるリスクではない」と述べている。彼は、男性の支配と既婚女性の法的な従属を、社会発展や長い間未婚女性に与えられてきた権利に[釣り合わない]変則的なことであると見なした。彼にとって、女性団体が極めて強く改革に携わっていることは、スカンジナビア諸国間の協力と同様、重要な論拠であった⁸¹。法案を擁護した者のほとんどは、ウンデンのように、平等と家族の絆の強化の間の結びつきを強調したのであった。それは、とりわけ改革を支持する保守主義者にとって重要であった。

新しい財産の法的ルールは、広範な議論を巻き起こした。保守主義的な声が、共有財産を管理する男性の権利を維持することを求めて上げられ、多くの者はまた、今や

⁷⁶ ”riligiöst-sedligt hemliv [...] där man lärt sig frukta Gud och hålla ihop i lust och nöd [...]”, FK Protokoll 1920 3, No.34: 54-55.

⁷⁷ ”en ren orimlighet”, FK Protokoll 1920 3, No.34: 44-45.

⁷⁸ ”Det blir individualismen, som träder fram i främsta rummet med krav på rättigheter. Själviskheten, egoismen får härigenom lätt insteg i sammanlevnaden”, AK Protokoll 1920 3, No.40: 33.

⁷⁹ AK Protokoll 1920 3, No. 40: 38,40.

⁸⁰ FK Protokoll 1920 3, No.34: 48.

⁸¹ ”[...] en garanti för familjebandens fasthet och icke en risk för deras lossande”, FK Protokoll 1920 3, No.34: 5,6.

不動産も含めて、離婚後に財産を均等に分割するという事に嫌悪を示した⁸²。法は、男女の個人的な状況や女性の金銭上の利害から一方的に生じたのであり、相続の法的効果を十分に考慮していないと議論された。その結果、土地は、「商品市場の中に放り出され、一つの商品となる」のである⁸³。こうした考えは、論争の中ではそれほど強い支持を得ることはなかった。家族の土地への権利を強めることは、法相が強調したように、近代の農業政策の趨勢と殆ど合致するものではなかったのである⁸⁴。

保守主義者で法を支持した者が大きな利点と見たのは、法が両性間の分業を補強すると考えたことであった。そうした者の一人が主張したように、この法の目的は、「[略] 男女間の地位を平等とし、女性を家庭に縛りつけ、家族の調和を促進すること」であったのである⁸⁵。法的な平等は、夫のより強い地位により、実際の平等を意味しないであろうという、冷めた議論を展開した者もいたが、それは恐らく自党のメンバーを黙らせた。「法案は、家で働く妻に、外で働いて稼いでくる夫と同じ経済的な地位を与えようというものではないし、法案は、女性団体によって企図されたこうした目的をもった解決を選んだわけではない」と、恐らくゲオルグ・シェーンステッドの提案を念頭に置きつつ、ある議員は述べている⁸⁶。女性[団体ないし女性運動家]の議論では、改革の大きな問題は、現実の経済的平等を実現することの困難さであった。このように、このことは、[むしろ]パターナルな言説において改革を支持する議論となったのである。

これまで見たように、法的ルールは、配偶者はともに家族の維持に責任をもち、妻は夫から生活資金を受け取る法的権利をもつと規定していたが、それは議会立法委員会の中で多くの議論を巻き起こした。議会での論争の中では、この問題を提起したのは、女性の権利を一貫して推進しようとした、殆どが自由主義者で一部社会民主主義者からなる議員のグループであった。そのうちの一人である、カール・リンドハーゲン(Carl Lindhagen)は、提案の本当の肝は、まさに妻の家庭における諸活動が家族維持の一部であるということにあるとコメントしている。彼は、財産上の細部のみこだわりの議論を批判し、「人道主義的な精神」や「公正」そして「平等」などといった用語で表現されているように、法が体現している道徳的進歩を強調しようとした。[さらに]彼は、現実主義的とならねばならないと付け加えた。完全な経済的平等などは、現在の状況の下では実現不可能であるが、これは重要な一歩なのである。彼やその他の者は、女性が自分の姓を維持する権利を否定し、女性に子供の完全なる保護権を与えないことにより、平等から完全に離れてしまっていると法を批判したのであった。

⁸² FK Motioner 1920 3, Saml., 1 Bd, No. 173: 2.

⁸³ "kastas in i handelsmarknaden och bli en marknadsvara", FK Motioner 1920 3, Saml., 1 Bd, No.173: 5.

⁸⁴ FK Protokoll 1920 3, No. 35: 37.

⁸⁵ "... likställa man och kvinna, att binda kvinnan vid hemmet och verka för hemmets endräkt", AK Protokoll 1920 3, No.40: 55.

⁸⁶ "Full ekonomisk likställighet med den förvärvande mannen har förslaget ej heller sökt giva den i hemmet arbetande hustrun; och har förslaget ej beträtt någon av de vägar, som härför anvisats från kvinnosakshåll", FK Protokoll 1920 3, No. 34:55.

「男性支配の原則が、多くの者の心には恐らくまだ残っている」とリンドハーゲンは結論づけた⁸⁷。

もとの提案を些細な部分のみ修正して、新しい婚姻法が1920年の春にスウェーデン議会で採択された。ノルウェーやデンマークと異なり、新法の一部は現行の婚姻関係に適用されず、新法採択以後に成立した婚姻関係のみに適用されることが決定された。現行の婚姻関係においては、夫が共同財産を管理する権利を維持したのである。しかし、夫の権力は、その他の面では廃止され、既婚女性は成年としての法的地位を得た。さらに、妻が法の発効後に得た財産は、彼女が管理することとなったし、新しい相続の権利もこれらの婚姻関係にも適用されることとなり、配偶者は婚前同意書にサインをすることも可能となった⁸⁸。同時代のコメンテーターの中では、これらの婚姻関係において妻にとってどの選択が最善であったのか、スウェーデンで選択されたものか他のスカンジナビア諸国で選ばれたものかについて様々な意見が存在したが、そうした議論は、後の研究の中でも見られたのである⁸⁹。提案が議会で議論された時、〔既に〕多くの女性が参加していた。女性の投票権が決定されていたが、それは〔そうした実態を〕確認するべきものであった。こうして彼女たちは、男性の同盟者をして彼女たちの要求を押し進めさせた。女性団体は全く満足したように思える。法律家マチルダ・ステール・フォン・ホルスタインは、当初からこのプロセスに積極的に関与してきたのだが、1918年の女性雑誌に以下のように書いている。

「まさに喜びと感謝をもって提案を見てきた。結婚は、法の中では論理一貫して、二人の自由な個人からなる結合体として叙述されている。〔中略〕この浩瀚な作品がどの家庭においても見られることを望むものである。」⁹⁰

要するに、論争の中で展開された議論は、主に4つの種類からなっていた。一つは、婚姻関係における男性の支配の廃棄であり、女性団体にとっては、それ自体大きな解放のプロジェクトの一環として価値をもっていた。このプロジェクトは、団体によって異なっていたように見えるが、女性運動のそれぞれの部分の間で緊密な協力を回避するものではなかった。婚姻関係を二人の形式的には平等なパートナーの間の結合とすることを求めることにおいては、殆どが自由主義者である急進的な政治家からの支援も得た。妻と子供を養うことを保障することは、特に夫(父)がそうした責任を尊重しない時には、〔第一の〕支配の問題と密接に関わっていた第二の種類の議論であった。婚

⁸⁷ "Här lever och frodas trots allt en ganska kraftig maskulin renässans [...]", FK Protokoll 1920 3, No.35: 25.

⁸⁸ FK protokoll 1920 3, No.34: 12. No.35: 48-49; Lagberedningens förslag 1918, p.63-66, 412-419.

⁸⁹ スカンジナビア法委員会の中では、一つの点においてのみ、この問題が議論となった。Melby et al 2006, p.220. スヴェドルップ(Sverdrup 1997, p.54ff) は、旧来のスウェーデンのルールは既に結婚した妻に、今や夫によって管理されていた財産が夫の財産となったノルウェーやデンマークで採用された新しいルールよりも大きな行動の余地を与えていたと主張している。

⁹⁰ "Det är med glädje och tacksamhet man tager del av förslaget. Äktenskapets natur att vara en sammanslutning av två fria individer har i lagen följdriktigt förverkligats. ... Man skulle önska att det omfattande verket icke saknades i något hem", Staël von Holstein 1918, p.281.

姻法改革は、この観点から見ると、社会問題を解決する一つ的手段であり、研究の中で想定されることもあるように、中・上流階級の女性の問題ではなかった。労働者階級の女性にとって重要な、恐らく一層重要な問題であったのである。第三の種類の議論は、長期的な観点から見て家族を強化し、その生き残りを保障していくことに関わっていた。異なることを意味しうるが、平等、そして家族内でのより大きな経済的独立性により、若い女性は結婚への信頼を維持し、結婚しようとする気になるということである。こうした議論は、多かれ少なかれ思い切った定式化がなされえたのであり、論争の中で継続的に繰り返し現れた。ある者は、女性の権利と独立を強調し、またある者は、法は非道徳的なことを妨げ、ジェンダー分業を強化するのだと主張した。後者の議論は、女性の解放に反対する者をさえ、既婚女性により多くの個人的権利を与えることを納得させることに貢献できた。最後に、法律家の中でより顕著である、論理一貫したもっと近代的な法律を望むという第四の種類の議論についても述べるのが適当であろう。法律上の調和しない点を取り上げ、離婚した時、未婚であるのだが、女性は、成人としての法的な地位を得るのであり、形式的な権利を増やすという矛盾が指摘されたのである。

4. 結語

以上の分析により、婚姻改革をめぐる議論は、例えば、社会改良、人口政策、優生学などといった、同時代の他の政治的議論と密接に関わりあっていたことがわかる。婚姻改革は、個人の自由を増進し、ジェンダー間の平等を推進することを含んだのであるが、秩序ある安定した社会を作り出す手段と見なされたのである。こうした、自由化、ジェンダー間の平等および家族の強化の間の相互連関は、改革のプロセスのまさに初めから生み出された。家族を守るという全体的な利害は、改革が受け入れられるための重要な条件であったと見なすことができる。それぞれ異なる課題をもった政治的諸主体が、おのおのの観点から改革に同意し、受容することができたのである。離婚の自由化は、保守主義者にとっても結婚を再建する手段と見なされえた。というのも、彼らはそれが結婚率を上げ、不当な関係を減少させると想定したからである。同様の議論を、男性の家族内における支配の廃止を受け入れさせるためにも使用しえた。自由主義者や社会民主主義者にあてはまるのであるが、より左寄りの論者に対しては、むしろ個人や女性の自律性および権利に強調点が置かれた。

このように、個人の自由を拡大し、ジェンダー間の平等を推進するという議論は、家族を擁護し、究極的には社会の安定性を維持するという議論と併進して現れた。しかし、これらの議論は様々な形で結びつき得た。自由、平等、家族などの概念は、[異なる]政治的主体によって異なる意味が与えられ、時間の経過に従い意味は変えられた。例えば、どうして家族の絆が解体しているのかをめぐって議論する時、異なった見方が相反して主張された。それは、不道徳が増しているからなのか、社会的あるいは経済的困難のためなのか、いわゆる人類の「退化」と呼ばれているものに理由が求めら

れるのか。優生学は、個人の自由と国家のコントロールの間の関係を問題にした改革のある部分では、次第に重要なモチーフとなった。これは、目的が一致したりしなかったりする複雑な関係であった。例えば、国家が配偶者間の経済的関係を規制する時、女性個人の権利と家族の一体性の双方を強化するという名の下に行われたのである。

改革を特長づける自由化や平等性および国家介入の組み合わせは、他の北欧諸国の福祉改革についての最近の研究においても焦点を当てられている。この特異なモデルを説明するために、研究者は、他の諸事実の中でも、北欧の文化には、コンセンサス、政府の介入に対する好意的な態度、個人主義と集団主義の特異なイデオロギイの混合などが刷り込まれていることや、北欧の女性が伝統的に相対的に独立した地位を持っていたことを強調してきた⁹¹。この論文は、より一般的な説明について議論することを意図していないが、コンセンサスの追及、個人の利害と社会的利害の双方に合致しようとする野心、女性が立法化作業に従事したことが、プロセスを特徴づけていることは明らかである。

平等性は、議論の前面に押し出されたのであるが、それ自体興味深いことに、少なくとも比較の観点からではなかった。しかし、議論は、平等性が異なる状況や法の異なる部分では別の意味を与えられたことも示している。平等性は、ある時には同一性と同義として理解されたが、殆どの場合、ジェンダーの差異を前提にしていたことだった。家庭内における男性の公式の支配を廃棄する目的は、女性運動にとって当初から中心的な課題であったが、達せられた。しかし、より自立した経済的地位を既婚女性に与えることは、特に所得や自分の財産のない既婚女性にとっては、もっと解決の難しい課題であった。ジェンダー間の差によって特徴づけられる社会において、平等性はいかに実現されえたのであろうか。たとえ、旧来の秩序を変えることに男性の抵抗があったとしても、最も重要な問題は、女性の状況は、[所属]階級、結婚しているか否か、労働市場との関係によって大きく異なっているように見えた事実である。このことは、女性運動の中で展開された多くの議論の中にも反映された。単純に、すべての女性に適合した提案を示すことは難しかったのである。自身の財政的資源のない既婚女性は、個人的所有に基づくシステムを通じてより自立した存在となれないであろう。それゆえ、女性団体の提案の中では、相互の扶養義務と同様に、家庭内の[未払いの]労働が支払いを受ける雇用と並んで生活を維持する価値を認められることが中心的な論点であった。これらの要求の背後にあった平等の原則は、より広い労働の定義に基づくもので、次第に農業に基礎をおいた経済に取って代わりつつあった賃金をともなう労働に基づく経済システムとは相容れないものであった。この平等性の定義は、家事労働がなお重労働で、公的な保育がマージナルな存在であり、結婚しても働く女性の割合が低いという特殊な歴史的状況で採用されたのである。より伝統的な労働観に基づき、主婦に経済的に一層独立した地位を与えることを意図したルールを提案するこ

⁹¹ 北欧の福祉国家についての歴史的・比較的観点からの最新の研究として、Kettunen & Petersen 2010.

とにより、こうした定義の変更を推し進めたのは、女性団体であった。そうしたルールが採用されたのは、これらの団体からの圧力であったと議論するのが理に適っているように思える。

新しい婚姻法は、夫の家族内における公式の支配を廃し、配偶者間の平等を、とはいえ、大部分はジェンダー間の差異を前提とした平等を課したのであった。法が思い描いた家族は、我々が先に言及した北欧婚姻改革についてのプロジェクトで議論したように、単純には世帯主＝稼ぎ手型の家族とは見なせないのであり、むしろ相互の扶養義務や家事労働の再定義などを引き合いに出している、二人稼ぎ手型家族の変形と定義されうる⁹²。この時期のこの時点において北欧諸国内の深くジェンダー関係によって規定された構造を否定することなかったが、改革は、完全とは言えないまでも、旧来のパターン的な秩序との断絶面であった。既婚女性は法的に成人としての地位を獲得し、自身の権利をもった市民となった。世帯の中で既婚女性がより確固たる経済的地位を得ると同時に、家族経済は個人化されたのである。

北欧における研究の中では、国家介入とジェンダー間の平等の間の関係について、2つの対立的な立場が認識されている。北欧福祉国家は女性に親和的であると紹介する研究もあれば、如何に国家が女性をコントロールするのかを検討する研究もある。初期の婚姻改革の分析は、このような単純の区分を問題にし、国家は、個人の権利を守ると同時に、家族や社会全体の安定の名の下にそれを制限したことを示している⁹³。改革は、実際、ジェンダー間の平等が近代社会にとって積極的で必要な価値をもつと提唱される「国家フェミニズム」の早期の例と見なせるのである。

参考文献

Berggren, Henrik & Trägårdh, Lars (2006), *Är svensken människa?: gemenskap och oberoende i det moderna Sverige*. Stockholm: Norstedt.

Bergman, Helena(2003), *Att fostra till föräldraskap: barnavårdsmän, genuspolitik och välfärdsstat 1900-1950*, Diss. Stockholm.

Bergman, Helena & Hobson, Barbara(2002), Compulsory fatherhood: the coding of fatherhood in the Swedish welfare state, in Hobson, B.(red.), *Making men into fathers: men, masculinities and the social politics of fatherhood*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.

Blom, Ida(1994), Voluntary Motherhood 1900-1930: theories and politics of a Norwegian feminist in an international perspective, in Bock, G. & Thane, P.(eds.), *Maternity & Gender politics. Women and the Rise of the European Welfare States 1880s – 1950s*. London/New York.

⁹² このことについてのより一般的な議論や、北欧諸国間の同質性ならびに差異については、Melby et al 2010 を見よ。

⁹³ 同様の見方については、Berggren & Trägårdh 2006; Lundberg & Tydén 2007 を見よ。

Blom, Ida(2000), From Appendix to Independent Individual. Marriage and Citizenship in Scandinavia 1880s – 1950, in Melby, K., Pylkkänen,A., Rosenbeck,B., Wetterberg,C.C.(eds.), *The Nordic Model of Marriage and the Welfare State*, Nord 2000:27, Copenhagen.

Blom, Ida & Tranberg, Anna(1985) (eds.), *Nordisk lovoersigt. Viktige lover for kvinner ca. 1810-1980*. Oslo.

Boëthius, Ulf(1969), *Strindberg och kvinnofrågan till och med Giftas 1*. Stockholm.

Bokholm, Sif(2002), I vimlet: mötesplatser för kvinnosak och kultur kring sekelskiftet 1900, i Österberg, E.& Weterberg,C.C.(eds.), *Rummet vidgas: kvinnor på väg ut i offentligheten 1880-1940*, Stockholm.

Bradley, David(1996), *Family Law and Political Culture*, London: Sweet & Maxwell.

Bradley, David(2000), Family Law and Welfare States, in Melby, K., Pylkkänen,A., Rosenbeck,B., Wetterberg,C.C.(eds.), *The Nordic Model of Marriage and the Welfare State*, Nord 2000:27, Copenhagen.

Bradley, David(2001), Evaluations of the projects “The Nordic Marriage Model in a Comparative Perspective” and “Women’s Right to Work, Social and Private Security in the Nordic Countries and the European Union”, in Ståhlberg, K.(eds.), *The Nordic Countries and Europe III.Evaluations*, Copenhagen: Nordic Council of Ministers.

Broberg, Gunnar & Roll-Hansen, Nils (1996)(eds.), *Eugenics and the Welfare State. Sterilization Policy in Denmark, Sweden, Norway and Finland*. Michigan: East Lansing.

Cedershiöld, Maria(1903), Den svenska kvinnans rättsliga ställning i familjen och samhället. På uppdrag av Frederika-Bremer-Förbundets komité för lagfrågor. *Dagny* No.3.

Carlsson (Wetterberg), Christina(1986), *Kvinnosyn och kvinnopolitik. En studie av svensk socialdemokrati 1880-1910*. Lund.

Christiansen, Nils Finn & Petersen, Klaus(2001), The Nordic Welfare States: A Historical Reappraisal, in Petersen, K. & Christiansen, N.F.(eds.), *The Nordic Welfare States 1900-2000. Scandinavian Journal of History*, Vol.26, No.3.

Dagens Nyheter 17/4 1920 [Daily Newspaper]

Dagny: tidning för svenska kvinnorörelsen, Fredrika-Bremer-förbundet, (The journal of the Fredrika-Bremer-association, 1886-1913), Stockholm.

Dalström, Kata(1911), ”Litet om rashygien”, *Morgonbris* No.11.

Evans,Richard,J(1976), *The Feminist Movement in Germany 1894-1933*, London/Bevely Hills.

- Florin, Christina(2006), *Kvinnor för röst: kön, känslor och politisk kultur i kvinnornas rösträttsrörelse*, Stockholm: Atlantis.
- Fredrika-Bremer-förbundet, Styrelseprotokoll.
- Freiburg, Jeanne(1993), Counting Bodies. The Politics of Reproduction in the Swedish Welfare State, *Scandinavian Studies*, Spring, Vol.65 Nr.2.
- Hageman, Gro(2002), Feminism, citizenship and social order: Gender politics in the 20th century Scandinavia, *Women's History Review*, vol.11.
- Hartman, Mary S.(2004), *The Household and the Making of History. A Subversive view of the Western Past*, Cambridge 2004.
- Hertha*: tidskrift för den svenska kvinnorörelsen, Stockholm: Fredrika-Bremer-förbundet, (The journal of Fredrika-Bremer-association, 1914-), Stockholm.
- Janson, Jan(1964), Debatten om civiläktenskapets införande i Sverige, Stockholm: Natur och kultur.
- Kettunen, Pauli & Petersen, Klaus(2010) (eds.), *Beyond Welfare State Models: Transnational Historical Perspectives on Social Policy*, London: Edward Elgar.
- Key, Ellen(1914), Några randanteckningar vid lagberedningens förslag till äktenskaps ingående och upplösning, *Social tidskrift*, No.5.
- Kulawik, Teresa(1999), Maskulinism och välfärdsstatens framväxt i Sverige och Tyskland. *Kvinnovetenskaplig tidskrift*, No.3.
- Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalkens och vissa delar av ärvdabalken I. Förslag till lag om äktenskaps ingående och upplösning m.m.*(1913), Stockholm.
- Lennartsson, Malin(1999), *I säng och säte: relationer mellan kvinnor och män i 1600-talets Småland*, Lund.
- Levin, Hjärdis(1994), *Masken uti rosen. Nymalthusianism och födelsekontroll i Sverige 1880-1919: propaganda och motstånd*. Stockholm: Stehag.
- Lindstedt Cronberg, Marie(1997), *Synd och skam. Ogift mödrar på svensk landsbygd 1680-1880*, Lund.
- Lundberg, Urban & Tydén, Mattias(2007), Stat och individ i svensk välfärdspolitisk historieskrivning, *Arbejderhistorie*, No.2.
- Ohlander, Ann-Sofie(1977), Att vänta barn när man gifter sig: föräktenskapliga förbindelser och giftermålsmönster i 1800-talets Sverige. *Historisk tidskrift*(Stockholm), No.97.
- Manns, Ulla(1997), *Den sanna frigörelsen. Fredrika-Bremer-förbundet 1884-1921*, Stockholm.

Manns, Ulla(2000), Den ogifta kvinnans frigörelse. Reflektioner kring rösträtt och myndighet i svensk kvinnorörelse, in Melby, K., Pylkkänen,A., Rosenbeck,B., Wetterberg,C.C.(eds.), *The Nordic Model of Marriage and the Welfare State*, Nord 2000:27, Copenhagen.

Matović, Margareta R.(1984), *Stockholmsäktenskap: familjebildning och partnerval i Stockholm 1850-1890*. Stockholm.

Melby, Kari, Pylkkänen, Annu, Rosenbeck, Bente & Wetterberg, Christina Carlsson(2006a), *Inte ett ord om kärlek. Äktenskap och politik i Norden, ca 1850-1930*, Centrum för Danmarksstudier 11, Makadam förlag.

Melby, Kari, Pylkkänen, Annu, Rosenbeck, Bente & Wetterberg, Christina Carlsson(2006b), The Nordic Model of Marriage, *Women's History Review*, Vol.15, Nr.4.

Melby, Kari, Ravn, Anna-Birte, Rosenbeck, Bente & Wetterberg, Christina Carlsson(2010), What is Nordic in the Nordic Gender Model?, in Kettunen, P. & Petersen, K. (eds.), *Beyond Welfare State Models: Transnational Historical Perspectives on Social Policy*, London: Edward Elgar.

Melby, K., Pylkkänen,A., Rosenbeck,B., Wetterberg,C.C.(2000)(eds.), *The Nordic Model of Marriage and the Welfare State*, Nord 2000:27, Copenhagen.

Melby, Kari, Ravn, Anna-Birte & Wetterberd, Christina Carlsson(2008) (eds.), *Gender Equality and Welfare Politics in Scandinavia. The limits of political ambition?* Policy Press.

Melby, Kari & Rosenbeck, Bente(2009), Reproduksjon som fortolkningsramme for de nordiske velferdsstater: Foucault møder Giddens, *Tidskrift for kjønnsforskning*, No. 1-2.

Melby, Kari, Rosenbeck, Bente & Wetterberg, Christina Carlsson(2001), Ekteskabslovreform. En foutsetning for velferdsstaten, in Rømer Christensen, H., Lundberg, U. & Petersen, K. (eds.), *Frihed, lighed og velferd. Rapporter til Det 24. Nordiske Historikermøde, Århus*.

Morgonbris: arbeterskornornas tidning, (The journal of the Social Democratic women's movement, 1904-1992).

Persson, Lennart(1971), *Samvetsäktenskap eller civiläktenskap. Samvetsäktenskapet vid Göteborgshögskola år 1904 och dess betydelse för civiläktenskapets införande i Sverige*, Göteborg.

Petersen, Klaus(2006), Constructing Nordic Welfare? Nordic Social Political Cooperation 1919-1955, in Christiansen N.F. et al (eds.), *The Nordic Model of Welfare: A Historical Reappraisal*, Copenhagen: Museum Tusulanum Press.

Riksarkivet, Stockholm, Fredrika-Bremer-Förbundets arkiv (The National Archive, The archive of the Fredrika-Bremer-association).

Riksdagstrycket(Parliamentary publications, Sweden) 1915: Bihang till riksdagens Protokoll.

Riksdagstrycket(Parliamentary publications, Sweden) 1915 and 1920: Första kammarens(FK) och Andra kammarens(AK) protokoll.

Riksdagstrycket(Parliamentary publications, Sweden) 1915: Skrivelse till lagutskottet 13/4 1915.

Rosenbeck, Bente(2010), *Ægtenskab og familje: fremtidilige perspektiver*, in Rosenbeck, B. & Sanders, H.(eds.), *400 års historia om familje och reproduktion*, Makadam förlag.

Rönnbäck, Josefin (2000), *Rösträttsrörelsens kvinnor- i konflikt och samförstånd. Kvinnovetenskaplig tidskrift No.4.*

Rösträtt för kvinnor: tidning. (1912-1919), utgiven av Landsföreningen för kvinnans politiska rösträtt. (The journal for the National Association for Women`s Suffrage, 1912-1919), Stockholm.

Sainsbury, Diane(2001), *Gender and the making of the Welfare State: Norway and Sweden, Social Politics.* Oxford.

Smith,L(1980), *Foreldremyndighet og barnerett*, Oslo.

Sommestad, Lena(1997), *Welfare state attitudes to the male breadwinning system : the United states and Sweden in comparable perspective*, in *International Review of Social History* 42:5.

Staël von Holstein, Mathilda(1918), *Lagberedningens förslag till giftermålsbalk II . Hertha* No.18 1918.

Stéénhoff, Frida(1910), *Humanitet och barnalstring*, Stockholm.

Stråth,Bo & Sørensen,Øystein(1997), *The Construction of Norden*, Oslo 1997.

Sverdrup,Tone(1997), *Stiftelse av sameie i ektenskap og ugift samliv*, Oslo.

Sveriges rikets lag. Gillad och antagen på riksdagen år 1734 (Swedish Law of 1734), Faximilutgåva, Stockholm:Gidlunds 1981.

Therborn, Göran(1993), *The Politics of Childhood: The Right of Children in Modern Times*, in Therborn,G. & Castels, F.G.(red.), *Families of nations: pattern of public policy in Western democracies*, Aldershot: Dartmouth.

Upsala Medicinska fakultets yttrande till Kungl. Medicinalstyrelsen med anledning av förestående revision af äktenskapslagstiftningen, (1911), Uppsala.

Wahlström, Lydia(1909), *Statsintresset och kvinnornas rösträtt*, Stockholm.

Wetterberg, Christina Carlsson(1998), *Equal or Different? That`s not the question. Women`s Political strategies in historical perspective*, in van der Fehr D., Rosenbeck B. & Jonasdottir, A.G. (eds.), *Is There a Nordic Feminism?: Nordic feminist thought on culture and society*, London.

Wetterberg, Christina Carlsson(2000), *Kvinnans rätt och nationens väl. Debatten kring 1920 års giftermålsbalk*. In Andersson, L.M., Jansdotter, A., Persson, B.E.B. & Tornbjör, C. (eds.), *Rätten. En festskrift till Bengt Ankarloo*, Lund.

Wetterberg, Christina Carlsson(2003), *Äktenskapet, äran och den individuella friheten: debatten om de ofullkomnade äktenskapen vid 1915 års riksdag*, in Fredriksson, G. (eds.), *Könsmaktens förvandlingar: en vänbok till Anita Göransson*, Göteborg.

Wetterberg, Christina Carlsson(2010), *'Bara ett öfverskott af lif'. En biografi om Frida Stéenhoff 1865-1945*, Stockholm: Bokförlaget Atlantis AB.

Wetterberg, Christina Carlsson & Melby, Kari(2008), *The Claim of Economic Citizenship: the Concept of Equality in a Historical Context*, in Melby K., Ravn, A.B. & Wetterberg, C.C. (eds.), *Gender Equality and Welfare Politics in Scandinavia. The limits of political ambition?* Policy Press.

訳注

ⁱ 「国民運動」は、19世紀末葉から20世紀初頭にかけて展開し、相互にメンバーを重複させつつ、国民の3分の1が関与したといわれる自由教会運動、禁酒運動、社会民主主義労働運動に代表される大規模な自発的団体による運動を意味する。スウェーデンの民主化過程において重要な役割を果たした。他の北欧諸国でも同様な自発的団体による運動の盛り上がりが見られた。例えば、石原俊時『市民社会と労働者文化』木鐸社 1996年、11-18, 389-392頁を参照。

ⁱⁱ これらは、1846年ギルドの廃止、1848年株式会社法、1842年初等義務教育の導入を指す。それらの改革を含む、1840年代の自由主義的改革については、前掲拙著、29-33頁を参照。

ⁱⁱⁱ 信仰復興運動は、18世紀後半から19世紀半ばにかけて国教会の正統的な教義に異議を唱えた諸教派からなる教会改革運動で、社会の広い階層の参加を得て展開した。信仰復興運動については、例えば、石原俊時「スウェーデン近代と信仰復興運動」今関恒夫他著『近代ヨーロッパの探求3 教会』ミネルヴァ書房 2000年を参照。

^{iv} しばしば、スウェーデン福祉国家のネガティブな側面として、専門知に基づく家族や個人に対するコントロールが進展したことが挙げられる。このような側面を指摘した代表的な著作として、Hirdman, Yvonne, *Att lägga livet tillrätta. Studier i svensk folkhemspolitik*, Stockholm 1989を参照。

^v 「未履行の結婚」において、特に女性に子供がいる場合は、男性は多くの法的義務を負うこととなった。その一方で、男性には女性の財産に対する管理権はなく、女性は法的な成人としての地位を維持した。また、通常の結婚よりもはるかに関係の解消は容易であった。自ら働き収入を得ている下層階級の女性にとり、結婚が悲惨な結果をもたらすリスクを回避し、自立した経済的・社会的地位を維持する方法として「未履行の結婚」は合理的な選択肢であった。

Matović 1984, s.44-45.

^{vi} 当時、女性労働者がお産のため休職した際に現金を給付する社会保険の必要性が議論され、1912年には政府案も議会に提出されていた。しかし、この時には実現せず、1930年代に労働者に限らないお産一般を対象とした社会保険として成立した。この保険は、1974年に両親保険(föräldraförsäkringen)に移行した。Wikander, Ulla & Manns, Ulla (red.), *Det evigt kvinnliga*, Lund 2001, s.180.

^{vii} 保護支配権(målsmanskap)とは、ある者が別の者を保護することに由来する。それにより保護される者は社会的に自立した存在と見なされなくなり、法的主体としての地位を失い、保護する者に人格的にも従属することとなる。それゆえ、この関係は、家族関係に限らない。例えば、

救貧施設に収容された貧民も、保護支配権の下に置かれることとなる。*Nordisk familjebok*, vol.19, Stockholm 1913, s.199.

^{viii}この団体は、男性の家父長権を制限し、富裕層の婦人が自己の財産を管理する権利を獲得し、労働者階級の女性が自分の稼いだ収入を自由にする権利を得るために設立された。自由主義、急進主義の有力政治家とのつながりが深く、彼らによる議会での活動の展開を促した。1874年には、早くも女性が自己の財産を管理する権利が認められた。この団体は、1894年にフレドリカ・ブレーメル連盟に合流した。それを契機に連盟は、法律問題委員会(en kommitté för lagfrågor)を設け、議会活動を活発化させていった。I *Fredrika Bremers spår. Fredrika-Bremer-Förbundet 1884-1944*, Stockholm 1944, s.106-08.